

ワンポイント会計基準

vol.282 企業会計基準公開草案第 73 号「リースに関する会計基準 (案)」等の公表について 4

2023 年 5 月 2 日に企業会計基準委員会より企業会計基準公開草案第 73 号「リースに関する会計基準 (案)」等(以下、本公開草案)が公表されました。

今回は、公表された内容のうち「短期リース」及び「少額リース」に関する簡便的な取扱いの概要をご紹介します。

1. 短期リースに関する簡便的な取扱い

本公開草案では、借手は、借手のリース期間が 12 カ月以内である短期リースについて、リース開始日に使用権資産及びリース負債を計上せず、借手のリース料を借手のリース期間にわたって原則として定額法により費用として計上することができると提案されています。

この取扱いについて、対応するリースの対象となる資産を自ら所有していた場合に、貸借対照表に表示する科目ごとに短期リースの簡便的な取扱いを適用するか否かを選択することができます。また、連結財務諸表では、個別貸借対照表で行った上記の選択を見直さないことができます。

2. 少額リースに関する簡便的な取扱い

本公開草案では、次の(1)又は(2)について、借手は、リース開始日に使用権資産及びリース負債を計上せず、借手のリース料を借手のリース期間にわたって原則として定額法により費用として計上することができると提案されています。

(1) 重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、借手のリース料がその基準額以下のリース

ただし、その基準額は減価償却資産の処理に採用している基準額より利息相当額だけ高めに設定することができます。

また、この基準額は、通常取引される単位ごとに適用し、リース契約に複数の単位の

リースの対象となる資産が含まれる場合、その資産の単位ごとに適用することができます。

(2) 次のア又はイを満たすリース

ア 企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリースで、リース契約1件当たりの借手のリース料が300万円以下のリース

1つのリース契約に科目の異なる有形固定資産又は無形固定資産が含まれている場合、異なる科目ごとに、その合計金額により判定することができます。

イ リースの対象となる資産の価値が新品時におよそ5千米ドル以下のリースリース1件ごとにこの方法を適用するか否かを選択できます。

なお、(2)については、上記のア又はイのいずれかを選択できるものとし、選択した方法を首尾一貫して適用すると提案されています。

以上